

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止

に関する法律の概要

平成17年6月施行

平成25年6月改正

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を政令で指定（令和2年4月現在148種類）

特定外来生物の飼養・輸入等の規制

- 飼養、栽培、保管又は運搬は、主務大臣の許可を受けた場合（学術研究等の目的で適正に管理する施設等を有する）等を除き、禁止
- 輸入は、許可を受けた場合を除き、禁止
- 個体識別措置等を講じる義務
- 野外への放出等は、主務大臣の許可を受けた場合（防除に資する学術研究の目的で基準を満たす）等を除き、禁止

防除

野外における特定外来生物について国のかた地方公共団体等の参加により防除を促進する。

未判定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を主務省令で指定

未判定外来生物の輸入の制限

- 輸入者に届出義務
- 判定が終わるまでの一定期間輸入を制限

主務大臣の判定

被害を及ぼすおそれあり
被害を及ぼすおそれなし

指定されない生物

規制なし

輸入品等の検査等

特定外来生物等が付着・混入している輸入品等を検査し、必要に応じ消毒・廃棄を命ずる。

その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等を規定。